

# 上越看護専門学校 学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、看護師として必要な知識・技術・態度を教授すると共に、人間として豊かな感性を培い、生命を尊重し、自律した行動がとれ社会に貢献できる看護師を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、上越看護専門学校と称する。

### (所在地)

第3条 本校の位置は、新潟県上越市大潟区犀潟517番1とする。

### (課程及び学科)

第4条 本校は、専修学校の医療専門課程とし、看護学科3年課程を置く。

### (定員)

第5条 本校の入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

入学定員	40名
総定員	120名

### (修業年限及び在学年限)

第6条 本校は、修学年限を3年とする。

2 卒業までの在学年限は、6年を超えて在学することはできない。

## 第2章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第8条 本校の学年を、次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長が特に必要があると認めるときは休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 5月2日
- (4) 夏期休業 5週間
- (5) 冬期休業 2週間
- (6) 春期休業 3週間

### 第3章 教育課程

#### (学科目及び授業単位数)

第10条 本校の学科目及び授業単位数は、別表のとおりとする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の時間をもって1単位とする。

- (1) 講義及び演習 15時間から30時間
- (2) 実習及び実技 30時間又は45時間
- (3) 臨地実習 45時間

#### (学修及び成績の評価)

第11条 学修の評価は、履修した所定の授業科目において実施する試験の成績又は実習評価の成績に基づき評価する。

- 2 成績評価の表示はA、B、C又はDとし、合格はA、B又はCとし、Dは不合格とする。
- 3 成績表示の区分は、80点以上をA、79点から70点をB、69点から60点をC、59点以下をDとする。
- 4 その他成績評価に関する事項は、履修に関する規定に定める。

#### (補習教育、補習実習、再試験等)

第12条 定められた期日に科目試験を受けられなかった者、各科目における出席時間数が3分の2に満たない者又は科目試験若しくは実習評価が合格に達しなかった者に対して、それぞれ追試験、補習教育若しくは補習実習又は再試験若しくは再実習を行うことができることとし、その詳細は履修に関する規程に定める。

#### (単位の認定)

第13条 単位修得の認定は第11条第2項の合格者に対して校長が行う。

#### (大学、他の学校養成所等で修得した単位の認定及び履修科目の免除)

第14条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号、以下「指定規則」という。）別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められた場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士
- ・ 作業療法士・視能訓練士・臨床工学技士・義肢装具士
- ・ 救急救命士・言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定

める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、別表の基礎分野の履修に替えることができる。

2 前項の単位の認定及び履修科目の免除は、教員会議の議を経て校長が行う。

3 単位の認定に係る基準は、別に定める。

## 第4章 入学資格及び入学者の選抜

### （入学資格）

第15条 本校に入学することができる者は、学校教育法第90条第1項に該当する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 校長が、別に定める個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの。

2 その他入学資格に関する事項は、入学試験に関する規程に定める。

### （入学の出願）

第16条 本校に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は指定の期日までに第29条第1項第1号に定める入学検定料を添え、次の書類を提出しなければならない。

(1) 入学願書（様式第1号）

(2) 高等学校卒業証明書等大学に入学することができることを証する書類

(3) 調査書又は成績証明書

### （入学者の選考）

第17条 入学志願者については、試験を行い、その結果を総合的に判定し、入学選考会議の議を経て校長が合格者を決定する。

2 その他入学試験に関する事項は、別に定める。

### (入学手続き及び入学許可)

第18条 前条第1項の選考結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人2名連署の誓約書(様式第2号)を提出するとともに、第29条第1項に定める入学金及び学費を納入しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを完了した者について入学を許可する。

## 第5章 再入学、転・編入学・転学、休学、復学、退学及び除籍 (再入学)

第19条 本校を退学した者で、本校に再入学を志願する者がある場合、校長は定員の範囲内で入学者選考会議の議を経て、相当の学年次に入学日を指定して入学を許可することができる。

2 その他再入学に関する事項は、別に定める。

### (転・編入学・転学)

第20条 本校に転入学を志願する者又は他の看護師養成施設に在籍していた者で本校に編入学を志願する者がある場合、校長は学力等を査定し、定員の範囲内で入学者選考会議の議を経て、相当の学年次に入学日を指定して入学を許可することができる。

2 本校から他の学校へ転学しようとする者は、保証人連署の転学願(様式第17号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 その他転入学・編入学及び転学に関する事項は、別に定める。

### (休学)

第21条 病気及びその他特別の事由により休学しようとする場合は、保証人連署の休学願(様式第3号)を提出し、校長の許可を得なければならない。

2 病気のため引き続き1か月以上就学不能の場合は医師の診断書を添付する。

3 前項の休学期間は1年を超えることができない。ただし、特別な事由がある場合は、引き続き更に1年に限り校長の許可を得て延長することができる。

4 休学期間は在学年限には算入しない。

### (復学)

第22条 休学をした学生が復学をしようとする場合は、保証人連署の復学願(様式第4号)を提出し、校長の許可を得なければならない。

2 病気のため休学した場合は、医師の診断書を添付する。

### (退学)

第23条 学生がやむをえない事由により退学しようとする場合は、保証人連署の退学願(様式第5号)を提出し、校長の許可を得なければならない。

2 校長は、次の各号の一に該当する者に対し、職員会議の議を経て退学を命ずることができる。

(1) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由なく引き続き1月以上欠席した者

(3) 学校の秩序を乱す等学生の本分に反すると認められる者

(4) 正当な理由がなく授業料その他の納入金を3月以上滞納し、かつ督促を

受けても納入しない者

#### (除籍)

第24条 学生は次の各号の一に該当する場合は、教員会議の議を経て校長が除籍する。

- (1) 在学年限が6年を超える時
- (2) 行方不明となった者
- (3) 第21条第4項の規定にかかわらず、休学期間を含め入学から8年を経過した者

### 第6章 卒業等

#### (卒業の認定)

第25条 本校に3年以上在学し、第10条第1項に規定する単位を修得した者について、校長は卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。

- 2 卒業時に修了すべき単位を取得しない者は、卒業延期とし、単位を取得した時期に卒業を認定する。
- 3 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない。
- 4 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書(様式第6号)を授与する。

#### (称号の授与)

第26条 本校所定の教育課程を修了した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与(様式第7号)する。

### 第7章 表彰及び懲戒

#### (表彰)

第27条 校長は、次の各号の一に該当する者について、教員会議の議を経て表彰することができる。

- (1) 学業、人物ともに優秀で、他の学生の模範となる者
  - (2) 善行があつて、他の学生の模範となる者
- 2 その他表彰に関する事項は、学生の賞罰に関する規程に定める。

#### (懲戒)

第28条 校長は、本校の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者がある場合は、教員会議の議を経て懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び第23条第2項に定める退学とする。
- 3 その他懲戒に関する事項は、学生の賞罰に関する規程に定める。

## 第8章 入学料及び授業料等

### (納入金及び納入の時期)

第29条 本校の授業料、施設設備費並びに演習実習費（以下「学費」という。）及び入学検定料並びに入学料については、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 20,000円
- (2) 入学金 200,000円
- (3) 授業料 650,000円（年間）
- (4) 施設整備費 150,000円（年間）
- (5) 演習実習費 160,000円（年間）

2 学費は校長の指定する期日までに納入しなければならない。

3 学費、その他の納入金に関する事項については別に定める。

### (授業料の徴収)

第30条 授業料は、次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を徴収する。ただし、前期については、第18条第1項に規定する者は除く。

前期（4月から9月までの分） 納期 4月1日から4月30日まで

後期（10月から翌年3月までの分） 納期 10月1日から10月31日まで

### (休学、復学、停学、退学の場合の学費の取扱い)

第31条 休学を許可され又は休学を命ぜられた者は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

2 復学した者で第1項の免除された授業料を充当してもなお不足する場合は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納入する。

3 学生が、退学を許可され又は退学を命ぜられた場合においても、その期の学費は納入しなければならない。

4 学生が停学を命ぜられた場合においても、その期間中の学費は納入しなければならない。

### (納入金の返還)

第32条 既に納入した学費及び入学金は、返還しない。ただし、3月31日までに入学を辞退した者に係る学費及び病気、家庭の事情などにより自主退学した者で、退学した月の翌月分以降に係る授業料について、やむを得ない事情があると校長が認める場合は返還する。

### (授業料の特例)

第33条 校長は、経済的理由により学費を納入することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に係る学費の延納又は分納を認めることができる。

### (納入金の滞納処理)

第34条 学生が納入金を正当な理由なしに滞納した場合は、本人の授業を停止し、保証人から徴収することがある。

## 第9章 図書室

### (図書室)

第35条 本校は、図書資料及び視聴覚教材を利用し、学習、研究効果をあげるため図書室を置く。

2 図書室の管理に関する事項については、別に定める。

## 第10章 健康管理

### (健康管理)

第36条 校長は、学生の健康保持増進をはかり、看護教育の円滑な実施を図るため学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条第1項の規定に基づき、定期健康診断を年1回以上実施する。

2 校長は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置を講ずることができる。

3 健康管理は、健康診断及び健康管理についての規程に定める。

## 第11章 教職員

### (職員及び役割)

第37条 本校に次の教職員を置く。

校長 1名

副校長 1名

専任教員 8名以上

教務主任 1名

実習調整者 1名以上

専任教員 6名以上

講師 15名以上

事務長 1名

事務職員 2名以上

図書司書 1名

実習指導教員 3名以上

健康管理医 1名

カウンセラー 1名

2 校長は、本校を代表し、校務を掌握し、職員を指揮監督する。

3 副校長は、校長を補佐し、校長事故ある時はその職務を代行する。

4 教務主任は副校長を補佐し、主に教育課程の企画調整、学生の教育、専任教員の指導を行う。

5 専任教員は、上司の指揮監督の下に、学生の教育指導並びに研究に関することを行う。

6 事務長は、学校運営に関する事務監督及び事務員の統率と監督を行う。

7 その他教職員の業務分掌に関する事項は、別に定める。

## 第12章 運営会議・その他

### (会議の種類及び目的)

第38条 学校運営の円滑化を図るため次の各号の会議を置く。

- (1) 運営会議
- (2) 職員会議
- (3) 教員会議
- (4) 講師会議
- (5) 臨地実習指導者会議
- (6) 入学者選考会議
- (7) 卒業認定会議

2 前項の会議においては、次の各号に掲げる事項について、審議又は協議する。

- (1) 運営会議は、学校運営全般の円滑化を図るため協議及び決議を行う。
- (2) 職員会議は、学校業務の円滑化並びに学校職員相互の連絡調整を図る。
- (3) 教員会議は、本校の教育内容、教育方法及び学生指導について協議する。
- (4) 講師会議は、講師及び専任教員の各担当教科の教授に関し連絡、調整事項について協議する。
- (5) 臨地実習指導者会議は、学生の臨地実習をより効果的に行うため実習病院との連絡、調整事項について協議する。
- (6) 入学者選考会議は、入学者の選考等を審議する。
- (7) 卒業認定会議は卒業の認定に関して審議する。

3 その他会議に関する事項は、別に定める。

## 第13章 自己点検

### (自己点検)

第39条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動等の状況について自ら点検し評価を行う。点検及び評価の内容は別に定める。

## 第14章 学則の改廃

### (学則の改廃)

第40条 この学則の改廃は、運営会議の議を経て校長が決定し、学校法人悠久崇徳学園理事会の承認を得る。

## 第15章 補則

### (補則)

第41条 本学則の施行に関して必要な細則は校長が別に定める。

### (附則)

附 則 この学則は、看護師養成所指定認可の日から施行する。

附 則 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年3月31日現在本校に在学している者については、なお、従前の例による。

附 則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。